

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 : 量子科学技術研究開発機構千葉地区で使用する電気
(2) 需要場所 : 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
千葉地区
(3) 業種及び用途 : 研究所

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ①供給電気方式 : 交流3相3線式
②供給電圧(標準電圧) : 60,000ボルト
③計量電圧(標準電圧) : 60,000ボルト
④標準周波数 : 50ヘルツ
⑤受電方式 : 2回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ①契約電力 (常時電力): 11,040キロワット
(予備電力): 11,040キロワット(予備線)
②予定使用電力量 :
52,478,500キロワット時 (月別内訳は別紙1のとおり)
③標準力率 : 100%

(3) 使用期間

自 令和8年4月1日 0:00 至 令和9年3月31日 24:00

(4) 電力量等の計量

- ①自動検針装置 : 有
②電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針(毎月1日 0:00)
③計量器の構成 :
・電力需給用複合計器(特別精密電力量計)
・型式 三菱電機株式会社製 WH3EC-R
・仕様 交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ
・計器定数 1,000パルス/キロワット時
1,000パルス/キロバール秒
・パルス定数 50,000パルス/kWh(パルス記号 SV)

(5) 需給地点

当機構千葉地区特高変電所に設置されている縮小形受電設備の終端接続部接続端子。

(6) 電気工作物の財産分界点

(5) 需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

(5) 需給地点に同じ。

(8) その他

- ①力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- ②フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
 - 3,000KVA 2台
 - 1,000KVA 1台
 - 750KVA 1台
 - 500KVA 1台
 - 250KVA 1台
 - 80KVA 1台
 - 70KVA 1台
- ④10kWの太陽光発電設備を有している。
- ⑤各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。
- ⑥市場連動型プランを有している場合は市場連動型プランを優先すること。
- ⑦その他必要な事項は、みなし小売電気事業者が定める電気需給約款(特別高圧)による。
- ⑧本仕様書の細部及び仕様書に定めのない事項については、別途当機構職員と協議のうえ、決定するものとする。

請求部課名	安全管理部	建設工務課
要求者氏名	末竹 弘樹	

月別予定使用電力量内訳（令和 8 年度）

	月間使用 電力量 A+B+C (kWh)	昼間時間 A (kWh)	ピーク時間 使用電力量 B (kWh)	夜間時間 C (kWh)
4 月分	4, 145, 100	2, 195, 600		1, 949, 500
5 月分	4, 431, 500	2, 135, 000		2, 296, 500
6 月分	4, 566, 100	2, 541, 100		2, 025, 000
7 月分	5, 251, 500	2, 237, 900	610, 600	2, 403, 000
8 月分	4, 938, 300	2, 101, 800	589, 800	2, 246, 700
9 月分	4, 721, 700	1, 921, 000	516, 700	2, 284, 000
10 月分	4, 213, 000	2, 331, 900		1, 881, 100
11 月分	4, 054, 200	2, 104, 200		1, 950, 000
12 月分	4, 211, 300	2, 131, 000		2, 080, 300
1 月分	4, 088, 700	2, 128, 600		1, 960, 100
2 月分	3, 874, 600	2, 008, 400		1, 866, 200
3 月分	3, 982, 500	2, 116, 300		1, 866, 200
年合計	52, 478, 500	25, 952, 800	1, 717, 100	24, 808, 600

※時間の定義

①昼間時間とは、平日（土曜含む）午前 8 時から午後 10 時までの時間をいう。ただし、ピーク時間および④に定める休日等の該当する時間を除く。

②ピーク時間とは、夏季（7 月～9 月）の平日（土曜含む）午後 1 時から午後 4 時までの時間をいう。ただし、④に定める休日等の該当する時間を除く。

③夜間時間とは、ピーク時間および昼間時間以外の時間をいう。

④休日等とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日のことをいう。